軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

【要介護１の者等に係る指定福祉用具貸与費の算定の可否の判断基準】

　福祉用具貸与は、介護度により貸与可能な物品が定められています。しかし、介護度のみでは福祉用具の必要性についてすべて判断できるものではない為、留意事項通知として『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について』が通知されており、定められた方法により、軽度者であっても福祉用具の貸与が可能となっています。

①算定の可否の判断基準（青本　福祉用具貸与（単位数表・留意事項通知）より）

要介護１の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」に対しては、**原則として算定できない**。また「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く。）」については、要介護１の者に加え、要介護２及び要介護３の者に対しては、**原則として算定できない**。しかしながら**利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者**については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

**ア**　原則として基本調査の直近の結果を用い、その要否を**判断**する。

**イ**　ただし、アの㈡「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの㈢「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより**指定居宅介護支援事業者が判断する**こととなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

**ウ**　また、アにかかわらず、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨が**医師の医学的な所見に基づき判断**され、かつ、**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合**にあっては、これらについて、**市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断する**ことができる。

と示されています。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者（例　パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。

第三十一号のイで定める状態像

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果（※基本調査とは、要介護認定調査表のうち基本調査の直近の結果をいう。） |
| ア　車いす及び 　　車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査１-７歩行「３．できない」 ― |
| イ　特殊寝台及び 　　特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１-４起きあがり「３．できない」 基本調査１-３寝返り「３．できない」 |
| ウ　床ずれ防止用具及び  体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１-３寝返り「３．できない」 |
| エ　認知症老人徘徊感知  　　機器 | 次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶･理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査３-１意思の伝達  「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は  基本調査3-2毎日の日課を理解、3-3生年月日や年齢を言う、3-4短期記憶、3-5自分の名前を言う、3-6今の季節を理解する  3-7場所の理解  のいずれか「２．できない」又は  基本調査3-8徘徊、3-9外出すると戻れない、4-1被害的、4-2作話、4-3感情が不安定、4-4昼夜の逆転、4-5同じ話をする、  4-6大声をだす、4-7介護に抵抗、4-8落ち着きなし、4-9一人で出たがる、4-10収集癖、4-11物や衣類を壊す、4-12ひどい物忘れ、4-13独り言・独り笑い、4-14自分勝手に行動する、4-15話がまとまらず、会話にならない  のいずれか「１．ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  基本調査２-２移動「４．全介助」以外 |
| オ　移動用リフト（つり  具の部分を除く。） | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査１-８立ち上がり「３．できない」 基本調査２-１移乗「３．一部介助」又は「４．全介助」  ― |
| カ　自動排泄処理装置 | 次のいずれかにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査２-６排便「４．全介助」 基本調査２-１移乗「４．全介助」 |

貸与までの手順

**手順１　基本調査結果による判断で貸与可能**

（貸与したい物品を選び、基本調査結果から該当していれば届出の必要なく貸与できます。）

ア　原則として基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断する。

当てはまる

貸与可能

③基本調査の結果を確認する

②利用者の状態に該当するか確認する

①貸与したい種目を選ぶ

手順２へ

当てはまらない

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果（ |
| ア　車いす及び 　　車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査１-７歩行「３．できない」 ― |
| イ　特殊寝台及び 　　特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１-４起きあがり「３．できない」 基本調査１-３寝返り「３．できない」 |
| ウ　床ずれ防止用具及び  体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１-３寝返り「３．できない」 |
| エ　認知症老人徘徊感知  　　機器 | 次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶･理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査３-１意思の伝達  「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は  基本調査3-2～3-7  のいずれか「２．できない」又は  基本調査3-8～4-15  のいずれか「１．ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査２－２移動「４．全介助」以外 |
| オ　移動用リフト（つり  具の部分を除く。） | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査１－８立ち上がり「３．できない」 基本調査２－１移乗「３．一部介助」又は「４．全介助」 ― |
| カ　自動排泄処理装置 | 次のいずれかにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査２－６排便「４．全介助」 基本調査２－１移乗「４．全介助」 |

**手順２　車いす、車いす付属品、移動用リフトを貸与する場合**

イ　ただし、アの㈡「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの㈢「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、**主治の医師から得た情報**及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加する**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント**により**指定居宅介護支援事業者が判断**することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

～判断の流れ～

①利用者の状態を確認する

●車いす、車いす付属品

次のいずれかに該当する者  
(一) 日常的に歩行が困難な者  
**(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者**

●移動用リフト

次のいずれかに該当する者  
(一) 日常的に立ち上がりが困難な者  
(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  
**(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者**

②サービス担当者会議開催

**ポイント**

①主治の医師から得た情報

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント

③指定居宅介護支援事業者の判断により、福祉用具貸与開始

④市高齢者支援課に書類を提出

提出書類

①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（確認申請書）

②アセスメントシート（写）

③ケアプラン（写）

④サービス担当者会議の記録（写）

※医師の明記した書類は必要ありません。

⑤高齢者支援課で内容を確認し、確認通知書を送付

※その後の対応

貸与期間：認定の有効期間

提出時期：新規利用時、継続利用時（認定更新・区分変更認定時）、記載内容変更時（居宅介護支援事業所変更時等）

**手順３　特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止器具及び体位変換器、自動排泄処理装置を貸与する場合**

**ウ**　また、アにかかわらず、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨が**医師の医学的な所見に基づき判断**され、かつ、**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合**にあっては、これらについて、**市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断する**ことができる。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者（例　パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ）疾病その他原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。

①利用者の状態を確認する

**ポイント**

①医師の医学的所見に基づき、例外給付の対象であることの確認。

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント

②医師に意見照会する

③サービス担当者会議開催

④市高齢者支援課に必要書類を提出

提出書類

①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（確認申請書）

②アセスメントシート（写）③ケアプラン（写）④サービス担当者会議の記録（写）

⑤医学的な所見の確認書類（写）

⑤市高齢者支援課で内容を確認し、確認通知書を送付

⑥福祉用具貸与開始

※その後の対応

貸与期間：認定の有効期間

提出時期：新規利用時、継続利用時（認定更新・区分変更認定時）、記載内容変更時（居宅介護支援事業所変更時等）

**軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関するＱ＆Ａ**

Ｑ１　医学的な所見の確認書類はどのような方法がありますか。

Ａ１　医学的な所見の確認書類は①診断書、②主治医意見聴取※、③主治医意見書による方法があります。どの方法でも構いませんが、下記のⅰ）～ⅲ）のどの状態像に該当するか、医師の医学的所見に基づき判断されているかの根拠の書類となります。また、疾病名や必要な福祉用具が確認できる書類となりますので、福祉用具等の明記された書類をお願いします。尚、診断書等、文書による情報提供を求める場合は、利用者に費用が発生する場合もあります。

※主治医意見聴取の確認書類は、サービス担当者に対する照会（依頼）内容や利用者の診察に同行し聞き取りした内容を支援経過に記載した部分の支援経過（写）でもかまいません。その場合は、聴取月日時、聴取方法、聴取した内容、医師氏名等を書面で確認できるように明記しておいてください。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者（例　パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ）疾病その他原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。

Ｑ２　市役所への確認依頼などの提出期限はありますか。

Ａ２

1. 車いす、車いす付属品、移動リフトについては、サービス担当者会議終了後概ね１か月以内にご提出下さい。
2. 特殊寝台、特殊寝台付属品等についても、サービス担当者会議終了後概ね1か月以内にご提出下さい。なお、給付の対象となるか否かは、提出書類確認後、通知書にてお知らせします。

末期がん患者等の急な退院等、早急に対応が必要な場合は、事前相談も伺っておりますので、高齢者支援課までご相談下さい。

※提出期限は概ね1か月以内としていますが、サービス担当者会終了後、基本的には速やかに提出

してください。また１か月を超える場合には、事前に高齢者支援課までご連絡下さい。

Ｑ３　確認依頼申請書の手続きが必要な時期はいつか。

Ａ３　手続が必要な時期は

①軽度者が初めて福祉用具の例外給付を利用しようとする時

②要介護更新認定・状態区分の変更認定時

③貸与する福祉用具の追加・変更が生じた時

　再提出が必要な例：・従来使用していた特殊寝台に加えて付属品のサイドレールが追加で必要

となった

　　　　　　　　　　・従来特殊寝台と付属品として手すりをレンタルしていたが、状態像が悪化し、

ベット上での食事が必要となった為サイドテーブルが追加で必要となった。

　再提出が不必要な例：従来使用していた特殊寝台が故障したことによる機種変更等

④医学的見地に基づいて判断した状態に変更が生じた時

⑤確認依頼申請書の記載内容に変更が生じた時

　例：居宅介護支援事業所が変更となった場合等

Ｑ４　確認有効期限は

Ａ４　市による確認には有効期限があります。認定期間内有効とします。期限到来後も軽度者に該当し、福祉用具貸与が必要な場合には、再度一連の手続きをお願いします。

Ｑ５　暫定プラン介護２で計画作成し、福祉用具を貸与していた場合で、認定結果が要介護１であった場合の対応はどうすればよいのか。

Ａ５　手順に沿って、確認依頼申請書などの提出をお願いします。貸与開始から概ね１か月を超える場合もあると思います。その場合は事前に高齢者支援課にその旨をお知らせください。利用者が『厚生労働大臣が定める者のイ』に該当しない場合は軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付とならないので、暫定プラン作成時にはご留意ください。

Ｑ６　新規（区分変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱うのか。

Ａ６　暫定プラン介護１で計画する場合も、同様の手続きは必要です。主治医の意見を聴取した上で、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成します。作成した暫定ケアプランとサービス担当者会議の会議録、主治医の意見を聴取したことが分かる書類等添付して届出を行ってください。特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、自動排泄処理装置を貸与する場合は、市の承認後、貸与開始となります。車いす、車いす付属品、移動用リフトの場合は、サービス担当者会議後、貸与可能となります。

※確認結果通知について、今までは認定結果に合わせて確認結果通知をしていましたが、今後は暫定プランの確認依頼申請書に対しても確認結果通知を致します。

Ｑ７　暫定プラン介護１で特殊寝台貸与の申請を行い、暫定プランでの確認結果通知を市から受け、貸与開始したのち、介護１の認定となった場合、再度書類の提出は必要か。

Ａ７　必要ありません。

Ｑ８　手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象項目の福祉用具が必要となった場合は、再度同様の手順が必要か。

Ａ８　必要です。状態像が変化したため、追加で対象項目の福祉用具が必要となったと考えます。一連の手続きをお願いします。

Ｑ９　軽度者に対する福祉用具貸与の届出をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を貸与する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで市への届出を行えばよいか

Ａ９　新たな認定有効期間が始まる前に必要な書類を整えて届出を行ってください。